文章資料　2部

小右記❶(p.74)

天下の口地、悉く一の家の領たり、公領は立錐の地❷も無きか、悲しむべきの世なり。

〈『小右記』万寿二年七月十一日〉

注　❶小右記：平安中期の貴族である藤原実資の日記　❷立錐の地：狭い土地のたとえ

『小右記』：藤原実資の日記。記事は九五七年～一〇三二年にわたる。摂関時代を知るうえで重要な史料。

現代語訳

天下の土地という土地が、すべて一つの家の領地となってしまい、公の土地は、錐を立てるほどの場所すら残っていない。まことに悲しむべき世の中である。

延久の荘園整理令(p.75)

二月廿三日、寛徳二年以後の新立荘園を停止すべし。たとひ彼の年以往❶といへども、立券❷分明ならず、国務に妨げあるものは同じく停止の由を宣下す。

閏二月十一日、始めて記録庄園券契所❸を置き、寄人❹等を定む。

〈『百錬抄』〉

注　❶以往：以前　❷立券：合法的な荘園であることを証明する文書　❸記録庄園券契所：荘園の文書を記録・調査する役所　❹寄人：事務官

『百錬抄』：冷泉天皇から後深草天皇の一二五九年までを記録した鎌倉時代の歴史書。

現代語訳

延久元（一〇六九）年二月二十三日、寛徳二（一〇四五）年以降に新しくつくられた荘園を停止せよ。仮に、寛徳二年以前につくられた荘園であっても、証明書がなく、国務の妨げとなる荘園については、同じように停止するよう宣下する。

同年閏二月十一日、初めて記録荘園券契所を設置し、事務官を定めた。

記録荘園券契所の設置の設置(p.75)

延久ノ記録所❶トテハジメテヲカレタリケルハ、諸国七道ノ所領ノ宣旨❷・官符❸モナクテ公田ヲカスムル❹事、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチ宇治殿❺ノ時、一ノ所❻ノ御領々々トノミ云テ、庄園諸国ニミチテ受領❼ノツトメタヘガタシナド云ヲ、キコシメシモチタリケルニコソ。サテ宣旨ヲ下サレテ、諸人領知ノ庄園ノ文書ヲメサレケルニ、…前太相国❽ノ領ヲバノゾク、ト云宣下アリテ、中々ツヤツヤト御沙汰ナカリケリ。…

〈『愚管抄』〉

注　❶記録所：記録荘園券契所　❷宣旨：天皇の命を伝える文書　❸官符：太政官符　❹カスムル：横領　❺宇治殿：藤原頼通　❻一ノ所：摂関家　❼受領：国司　❽前大相国：前太政大臣、藤原頼通のこと

『愚管抄』：関白九条兼実の弟で天台座主の慈円が記した歴史書。道理と末法思想によって歴史をとらえている。

現代語訳

後三条天皇が延久（一〇六九）の記録荘園券契所を初めておかれたのは、全国の荘園が宣旨や官符のないままに公領を横領している状態が天下の害であると考え続けておられたからである。これは、藤原頼通の時代に、摂関家の荘園が諸国に増加して、国司が任務を果たすことができないというのを聞かれたためである。さて、宣旨を下されて、人々にその領地の荘園の証明書を提出させたが…藤原頼通の荘園を除くとの宣下を出され、なかなかうまくいかなかった。

院政について書かれた貴族の日記(p.77)

（白河法皇は）後三条院の崩後、天下の政をとること五七年、在位十四年、位を避るの後四十三年、意に任せ、法に拘らず、除目❶・叙位❷を行ひ給ふ。古今未だあらず…幼主三代❸の政をとり、斎王❹六人の親となる、桓武より以来絶えて例なし。聖明の君、長久の主と謂ふべきなり。但し理非決断、賞罰分明、愛悪掲焉、貧富顕然なり。男女の殊寵❺多きにより、已に天下の品秩破るるなり。

〈『中右記』大治四年七月七日〉

注 ❶除目：官職を任命すること　❷叙位：官位を授与すること　❸幼主三代：幼くして天皇に即位した堀河・鳥羽・崇徳の三代　❹斎王：未婚の皇女が伊勢神宮に奉仕した斎宮、上加茂神社、下賀茂神社に奉仕した斎院の別称　❺殊寵：特別にかわいがること

『中右記』：藤原宗忠の日記。白河院政開始期の一〇八七年から一一三八年に及ぶ。ここに掲載するのは一一二九年七月七日の記事。

現代語訳

（白河法皇は）後三条院が崩御されたのち、天下の政治を執ること五十七年に及び、天皇として在位した期間は十四年、譲位してからも四十三年のあいだ、自身の意のままに法にとらわれることなく人事任命や位階の叙授を行われたが、こうしたことは古今、いまだ例がない…幼い天皇三代にわたって政治を執り、斎王六人すべての父となったことは桓武天皇以来まったく前例がないことである。まことに聖明な君主、長く国を治めた主と呼ぶべきであろう。その一方で道理と非道の判断は必ずしも明確ではなく、賞と罰も公平とは言えず、愛する者と憎む者の区別は露骨で、貧しい者と富める者との差もはっきりと現れた。とりわけ男女ともにお気に入りへの特別な寵愛が多かったため、すでに天下の位階や秩序は乱れてしまっていたのである。

源義家について書かれた歴史書(p.78)

宣旨❶を五畿七道に給ひ、前陸奥守義家❷随兵の入京ならびに諸国百姓田畠公験❸をもって、好みて義家朝臣に寄すること❹を停止す。くだんの由緒は、藤原実清と清原則清❺、河内国❻の

領書を相論❼するの間、義家朝臣と舎弟義綱❽権を互いにし、両方威を争うの間、攻伐❾を企てんと欲す。天下の騒動、これより大いなるはなし。

〈『百錬抄』寛治五年六月十二日〉

注　❶宣旨：天皇の命令　❷義家：源義家　❸公験：土地所有権を証明する文書　❹寄すること：荘園を寄進すること　❺藤原実清と清原則清：平安時代中期の貴族、それぞれが源義家と源義綱の郎党で所領をめぐって対立していた　❻河内国：現在の大阪府東部　❼相論：裁判　❽舎弟義綱：源義家の弟の源義綱、兄の義家とは対立関係にあった　❾攻伐：討伐すること

『百錬抄』：冷泉天皇から後深草天皇の一二五九年までを記録した鎌倉時代の歴史書。

現代語訳

天皇は宣旨を五畿七道に出し、前陸奥守である源義家が兵を従えて入京することや諸国の百姓が田畠の所有を証明する公験をもって、好んで義家朝臣に荘園を寄進することを停止させたが、その事情は、藤原実清と清原則清が河内国の所領の領有をめぐって裁判で争ううちに、源義家朝臣とその弟の源義綱とがそれぞれ権勢を張り合い、双方が威勢を競うあまり、ついには討伐し合おうとしたためであり、これほど大きな天下の騒動は、これまでになかったのである。

愚管抄(p.80)

鳥羽院ウセ❶サセ給テ後、日本国ノ乱逆ト云コトハヲコリテ後ムサ❷ノ世ニナリニケルナリ。

〈『愚管抄』保元元年七月二日〉

注　❶ウセ：なくなる　❷ムサ：武者

『愚管抄』：関白九条兼実の弟で天台座主の慈円が記した歴史書。道理と末法思想によって歴史をとらえている。

現代語訳

鳥羽院が亡くなられたのち、日本国では反乱や争いが起こるようになり、その結果、武士の世の中になってしまったのである。

平家物語(p.80)

…我が身の栄華を極むるのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛、内大臣の左大将、次男宗盛、中納言の右大将、三男知盛、三位の中将、嫡孫維盛、四位の少将、すべて一門の公卿❶十六人殿上人❷三十余人、諸国の受領・衛府・諸司、都合六十余人なり。世には又人なくぞ見えられける。

注　❶公卿：三位以上、あるいは参議の官職の上級貴族　❷殿上人：昇殿された五位以上の貴族

『平家物語』：鎌倉前期の軍記物語。平家の繁栄から衰退が無常観によって描かれている。琵琶法師が滓郷として語り、民間へも普及した。

現代語訳

自分自身の栄華をきわめるだけでなく、一門全体が栄え、嫡子の重盛は内大臣で左大将、次男の宗盛は中納言で右大将、三男の知盛は三位の中将、嫡孫維盛は四位の少将と、全部で一門の公卿一六人、殿上人三〇余人、諸国の受領や衛府・諸司の役人などをあわせると六〇余人に達し、世の中には平家の他に人がいないように思われた。

蓮華王院が完成した日の記録(p.82)

さて後白河院は多年の御宿願❶にて、千手観音千体の御堂を作らんと思しけるをば、清盛承りて、備前国にて造りて参らせければ、長寛二年十二月十七日に供養ありけるに、…この御堂をば、蓮華王院❷とぞつけられる。

《『愚管抄』》

注 ❶宿願：前々からもち続けていた願い　❷蓮華王院：京都市にある寺院で三十三間堂ともよばれる

『愚管抄』：関白九条兼実の弟で天台座主の慈円が記した歴史書。道理と末法思想によって歴史をとらえている。

現代語訳

さて後白河院は、長年の願いとして千手観音像を安置する御堂を建てようとお考えになっていたが、そのことを清盛が引き受け、備前国で造って献上したので、長寛二年十二月十七日に供養が行われ、この御堂は蓮華王院と名づけられたのである。

梁塵秘抄(p.83)

あそびをせむとや生まれけむ、戯れせむとやうまれけん、遊ぶ子供の声聞けば、我が身さへこそ揺るがるれ。

舞え舞え蝸牛、舞はぬものならば、馬の子や牛の子に蹴させてん、踏み破らせてん、真に美しく舞うたらば、華の園まで遊ばせん。

『梁塵秘抄』：後白河上皇が撰定した今様の分類集成。一一七九年頃成立。

現代語訳

人は遊ぶためにこの世に生まれてきたのだろうか、戯れるために生まれてきたのだろうかと思うほどで、遊び回る子どもたちの声を聞くと、年老いたこの身までもが心を動かされ、思わず引き込まれてしまう。

舞え、舞え、かたつむりよ、もし舞わないというのなら、牛の子に蹴らせてやろう、踏みつぶさせてやろう、だが、ほんとうに美しく舞うのなら、花咲く園まで遊ばせてやろう。

寺塔已下注文(p.84)

一　毛越寺の事

（中略）

堂塔四十余宇、禅房五百余宇なり、基衡❶これを建立す、…

この本尊建立の間、基衡その支度を仏師雲慶に乞ふ、雲慶、上中下の三品を注し出す、基衡中品を領状❷せしめ、功物を仏師に運ぶ、所謂、円金百両、鷲羽百尻、七間々中径（しつけんまなかわたり）の水豹❸の皮六十余枚、…糠部❹の駿馬五十疋…この外山海の珍物を副ふるなり、三ヶ年の功を終ふるの程は、上下向の夫❺、課駄❻、山道・海道の間、片時も絶えなし、…

〈『吾妻鏡』文治五年九月十七日条〉

注　❶基衡：藤原基衡　❷領状：受け取ること　❸水豹：アザラシ　❹糠部：糠部郡、現在の青森県東部から岩手県北部にあった　❺夫：人夫　❻課駄：荷物

『吾妻鏡』：鎌倉幕府の公式記録。一一八〇～一二六六年を日記体で記す。

現代語訳

一　毛越寺の事

堂塔は四十余宇、禅房は五百余宇なり。基衡が建立した。…

この本尊を造立するにあたり、基衡はその見積もりを仏師雲慶に求めた。雲慶は上中下の三品を注して出したので、基衡は中品を依頼し、費用を仏師のもとに運んだ。それは、円金百両、鷲羽百尻、七間間中径の海豹の皮六十余枚、…糠部の駿馬五十疋…このほかに山海の珍しい物を副えた。三年の間、造営が終わるまで、（京との間を）往復する人々の人夫や荷物で東山道・東海道は一時も切れ間が無かった。

藤原清衡某寺供養願文(p.85)

…所以は何ぞ、弟子❶は東夷の遠酋❷なり。生まれて聖代の征戦なきに逢い、長じて明時の仁恩多きに属す。蛮陬夷落❸は之がために事少なく、虜陣戎庭❹は之がために虜れず。その時に当たり、弟子、苟も祖考の余業を資け、謬りて俘囚❺の上頭に居る。出羽・陸奥の土風は風に従う草の如く、粛慎・挹婁の海蛮❻は陽に向く葵に類し、垂拱寧息❼すること三十余年なり。…祈り奉るは、禅定法皇、…皆治世を楽しみ、おのおの長生を誇らんこと。御願寺として、長く国家区々の誠を祈らん。

〈『中尊寺経蔵文書』天治三年三月二十四日〉

注　❶弟子：藤原清衡　❷東夷の遠酋：清衡の自称でへりくだった表現になっている　❸蛮陬夷落：エビスの地　❹虜陣戎庭：エビスとの戦陣　❺俘囚：蝦夷のうち、後に朝廷の支配に従ったもの　❻粛慎・挹婁の海蛮：ここでは蝦夷の事を指す　❼垂拱寧息：安寧なこと

『中尊寺経蔵文書』：平泉の中尊寺に伝来した古文書。天治三（一一二六）年の藤原清衡中尊寺経蔵別当職補任状案以降、平安から安土桃山時代までの六八通が存在している。

現代語訳

…私は東北の蝦夷の長に連なるものである。私は戦乱のない聖なる御代に生まれ、成長してからは、栄える時代の多くの恩恵を受けている。蝦夷の地はそのおかげで争いが少なく、蝦夷との戦いもなく平和である。このような時代にあって、私は先祖の遺した事業を受け継ぎ、分不相応にも俘囚（蝦夷のうち、朝廷に従う人々）の上に立つ立場となった。出羽や陸奥の人々は風に従う草のように穏やかであり、大陸の北方民族までも、太陽に向くひまわりのように懐いている。そして私は民のなすがままに治め、平和を保つこと三十余年に及んだ。

…祈り奉るのは、…崇徳天皇の王座が安定して続くこと。鳥羽上皇の寿命が永遠に続くこと。…五畿七道すべての人々が世を楽しみ、それぞれが長寿を誇れるようにすること。御願寺として、末永く国家の安寧を祈り続けることを願う。

交易に従事する商人について記した史料(p.85)

八郎の真人は、商人の主領なり。利を重くして妻子を知らず、身を念いて他人を顧みず。一を持て万に成し、壌を掏つて金と成す。…東は俘囚の地に臻り、西は貴賀が嶋に渡る。交易の物、売買の種、称て数ふべからず。唐物には…白檀。紫檀・赤木…瑠璃の壺…吹玉等なり。本朝の物は、金・銀・阿久夜の玉・夜久貝・水精・琥珀。

〈『新猿楽記』八郎真人〉

『新猿楽記』：藤原明衡著。都で猿楽見物をする一族に託して、様々な職業と生活について記したもの。十一世紀中頃に成立。

現代語訳

八郎の真人は商人達の親方である。商売の利益ばかりを追求して、妻子の事を構わず、自分ばかりを大切にして他人のことを顧みない。一を元手にして万の利益を積み立て、土塊をころがして黄金としかねない。…東は東北の蝦夷の地まで出かけ、西は九州のかなた、鬼界島にまで船を渡る。商売の品物、貿易の物資はたくさんで、一々数えきれないほどだ。

大唐からの舶来品としては、…白檀香などの香の類、紫檀・赤木などの材木の類…瑠璃の壺…吹き玉（ガラス玉）などである。

日本産の品目としては、金・銀などの貴金属、真珠・夜光貝・水晶・琥珀…などである。

葛川住人らによる訴状(p.87)

…伊香立庄土民等□□悪の濫訴、希代の企て、言語道断の謀計なり。いかなれば、或は葛川は皆伊香絶立庄領たりと称し、擬して日域第一の霊場を奪い取り、或は公領下立山を他庄他郷に沽却せしめ、事を左右に寄せて、あまつさえ、日次厳重の課役等を打止め、或は公田を耕作

せしめながら、本寺毎月の御生身供米ならびに本領有限の御年貢已下一向に抑留して返済するにあたわず、或は同山炭竈を打ち破りて、葛川住民等の所行の由謀訴を致し、或いは葛川の領内に内は入り、若干の山畠等を苅り捨ておわんぬ。…

〈『鎌倉遺文』二六四五〇号〉

注　❶下立山：若狭街道の花折峠（大津市）の東にある山

『鎌倉遺文』：元東京大学史料編纂所所長の竹内理三氏が、二十四年間かけて刊行した鎌倉時代の古文書約三万六千通を網羅した史料集

現代語訳

…伊香立荘土民らの悪意ある訴えは、希代のくわだてで、言語道断のはかりごとです。その理由は、（伊香立荘側は）葛川はまるでみな伊香立荘領であると称して、日本第一の霊場を奪い取ろうとしました。…年貢などを抑留して、一向に返済しません。また、下立山❶の炭窯を打ち破り、葛川住人らの所業として訴えています。さらに、葛川の領内に打ち入り、山畑で収穫されるはずの作物を刈り捨ててしまいました。

伊香立荘民らによる訴状(p.87)

…かつて伊香立荘の後山を切りつくしてしまいました折、葛川山をもって日次の仏事料を備進❶するように御成敗がありました。そこで炭焼きをしてまいりましたが、近年、葛川住人らが、炭窯の近辺にあった木を一本残らず切り払って畑とし、炭窯を打ち破ってしまいました。

…

〈『鎌倉遺文』二六四五〇号〉

注　❶　備進：用意して進上すること

『鎌倉遺文』：元東京大学史料編纂所所長の竹内理三氏が、二十四年間かけて刊行した鎌倉時代の古文書約三万六千通を網羅した史料集

『方丈記』養和の飢饉(p.88)

また養和のころとか、久しくなりておぼえず。二年が間、世の中飢渇して、あさましきこと❶侍りき。或は春、夏日照り、或は秋、大風、洪水など、よからぬことどもうちつづきて、五穀ことごとくならず。むなしく春かへし、夏植うる営みありて、秋刈り、冬収むるそめき❷はなし。これによりて、国々の民、或は地を捨てて境を出で、或は家を忘れて山にすむ。様々の御祈りはじまりて、なべてならぬ法ども行はるれど、更にそのしるしなし。

注　❶あさましきこと：驚きあきれるほどひどいこと　❷そめき：にぎわい

『方丈記』：一二一二年に成立した随筆。著者は鴨長明。自身の経験をもとに、人生の無常観を嘆いた作品。

現代語訳

また、養和のころであっただろうか、もうだいぶ昔となってしまったので覚えていない。二年の間、世の中全体、飢饉となって、想像もできないことがあったのだった。ある時は春、夏日照り、ある時は秋が大風、洪水などよくないことがうち続き、稲や麦などの五穀はすべて実らない。むなしく春を何度も迎え、夏に植え付けの作業はあって、秋に刈り取り、冬に収穫の賑わいはなかった。これによって、諸国の民はある者は土地を捨てて、国境を越え、ある者は我が家のことを忘れて、山に住む。様々の御祈りが始まり、特別な修法なども行われるのであるが、まったくその効果はない。

養和二年の貴族の日記(p.89)

この間天下に飢饉強盗引裸❶焼亡、毎日毎夜のことなり、勝計❷すべからず、清水寺橋下に二十許ある童、小童□食、これを見せしむと云々、人相食むの分すでに顕然なり、又犬斃れるを又犬食む、これ飢饉のしるしなり、希代のことなり

〈『養和二年期』養和二年二月二六日条〉

注 ❶引裸：追剥　❷勝計：数えること

『養和二年記』：平安時代末期の陰陽師である安倍泰忠が記した日記で、養和二(一一八二)年一月から三月にかけての記録を収めたもの

現代語訳

この間天下は飢饉、強盗、追いはぎ、火事が毎日毎夜起こっている。数えきれないほどだ。京都の清水寺の橋の下で十歳すぎの子供が、小さな子を食べる様子を見たそうだ。人が人を食べるという（中国古典の）文が現実になっている。また、倒れた犬を他の犬が食べている。これは飢饉の証拠である。希代の事である。

平氏が後白河法皇に奏上した内容(p.89)

先づ関東の兵粮已に尽き、征伐を力むる無し。故入道の沙汰の如くば、西海北陸道等の運上物、併しながら點定し、かの粮米に宛つべしと云々。この条又何様に候ふべきや。

〈『玉葉』養和元年閏二月六日条〉

『玉葉』：平安末期から鎌倉初期にかけて執筆された九条兼実の日記。兼実は『愚管抄』の著者慈円の兄でであり、後鳥羽天皇の摂政・関白を務めた。

現代語訳

源頼朝の反乱について、(平氏側の)兵糧はすでに尽き、征伐する力はありませんでした。故入道(平清盛)の命令は、「西海・北陸道などから京都に運ばれてくる年貢を徴発して、戦闘時

の兵糧に宛てなさい。」といったものです。これについてどのように対応をすべきでしょうか。頼朝を許すべきでしょうか、やはり追討すべきでしょうか。

『方丈記』一期の月かげかたぶきて(p.89)

抑、一期の月かげかたぶきて、余算の山の端にちかし。たちまちに、三途の闇にむかはんとす。なにのわざをかかこたむとする。仏の教へ給ふおもむきは、事にふれて執心なかれとなり。今、草庵を愛するも、閑寂に着するも、さばかりなるべし。いかが、要なきたのしみをのべて、あたら、時をすぶさむ。

『方丈記』：一二一二年に成立した随筆。著者は鴨長明。自身の経験をもとに、人生の無常観を嘆いた作品。

現代語訳

さて、私の一生の月影も傾き、残り少ない命の山の端に近づいている。…仏の教え給う言葉のおもむきは、何事につけても執着を持つなということである。今、草庵を愛することも、閑寂に執着することも、このあたりでとどめておくべきであろう。どうして、無用な楽しみを述べたてて、もったいない時を過ごそうか。…

平氏が都落ちした日の日記(p.90)

寅の刻、人告げて云く、法皇御逐電❶と云々。この事日頃万人庶幾❷するところなり。しかるに今の次第においては、頗る支度なしというべきか。子細追って尋ね聞くべし。…武士等主上❸を具し奉り、淀の地❹の方に向かい了んぬ者。鎮西に籠る在りと云々。前内大臣已下一人も残らず。六波羅・西八条❺等の舎屋一所も残さず、併❻灰燼に化し了んぬ。

〈『玉葉』寿永二年七月二十五日条〉

注 ❶逐電：逃げ去ること ❷庶幾：望み願うこと ❸主上：安徳天皇 ❹淀の地：現在の京都市伏見区、水運の要地だった ❺西八条：平清盛邸宅の西八条第 ❻併：全て

『玉葉』：平安末期から鎌倉初期にかけて執筆された九条兼実の日記。兼実は『愚管抄』の著者慈円の兄でであり、後鳥羽天皇の摂政・関白を務めた。

現代語訳

午前四時ごろ、人が言うには、法王が逃げ去られたということであった。このことは、以前から多くの人々がひそかに願っていたことである。しかし、実際の様子を見ると、たいへん準備不足であったと言うほかない。事情については、追って詳しく聞くことにしよう。…武士たちは安徳天皇をお連れして、淀の地の方へ向かって行ってしまったという。また、鎮西（九州）に立てこもった者もいるという。前内大臣以下、一人も都に残らず、六波羅や西八条などの屋敷は一軒も残らず、すべて焼け落ちて灰と化してしまった。

「家」と嫡子についての史料(p.94)

…叙位の事❶、一家の習ひ、大臣の嫡子従上❷に叙す❸、定まれる例なり。仍つて、今度同じく然るべし。而るに女院❹仰せて云はく、小童❺襁褓❻の昔より、偏に撫育❼之礼を致す。専らわが嫡子たり。汝が子息にあらず。仍つて正下❽に叙すべき由を申さるといへり。下官❾申して云はく、この事過分なり。…

《『玉葉』承安五年三月六日条》

注 ❶叙位の事：藤原（九条）兼実の嫡子である藤原（九条）良通の叙位のこと　❷従上：ここでは、朝廷の官位である従五位上のこと　❸叙す：位を授ける　❹女院：皇嘉門院（藤原聖子）兼実の姉にあたる　❺小童：藤原良通　❻襁褓：おしめや産着のこと　❼撫育：大切に育てること　❽正下：ここでは、朝廷の官位である正五位下のこと　❾下官：九条兼実

『玉葉』：平安末期から鎌倉初期にかけて執筆された九条兼実の日記。兼実は『愚管抄』の著者慈円の兄でであり、後鳥羽天皇の摂政・関白を務めた。

現代語訳

…藤原兼実の嫡子・藤原良通の官位を授けることについては、一家の慣例として、大臣の嫡子は従五位上に叙するのが定まった前例であり、したがって今回も同様に扱うべきであるとされたが、これに対して皇嘉門院はおっしゃって、藤原良通は幼いころ、まだおしめを当てていた時代から、ひたすら自分が慈しみ育ててきたので、もっぱら自分の嫡子であり、あなたの子ではない、だから正五位下に叙するべきだと申し出られたという。これに対し、私（九条兼実）は申し上げて、この扱いは身分に比して行き過ぎである、と述べ、…

仲恭天皇による命令書(p.95)

…内大臣宣す。勅を奉るに、さいつころ❶、関東の成敗と称し、天下の政務を乱し、纔かに将軍の名を帯すと雖も、猶もって幼稚の齢に在り。然る間、かの義時朝臣❷、偏に言詞を教命❸に仮り、恣に裁断を都鄙❹に致し、剰え己が威を耀かし皇憲❺を忘るるが如し。これを政道に論ずるに謀反❻と謂うべし。早く五畿七道諸国に下知し、彼の朝臣を追討せしめ、…

《『承久三年五月十五日官宣旨』》

注 ❶さいつころ：近頃　❷義時朝臣：北条義時　❸教命：将軍の命令　❹都鄙：都と田舎　❺皇憲：天皇が定めた法令　❻謀反：律に定められた八虐の一つで、国家・朝廷などに背くこと

『承久三年五月十五日官宣旨』：仲恭天皇の名前で出されたが、後鳥羽上皇の強い意向で発令された官宣旨。全国の武士に対して鎌倉幕府討伐の協力を求めた

現代語訳

…内大臣が次のように述べた。天皇の命を承って言うには、近ごろ、関東の政治処理であると称して天下の政務を乱し、わずかに将軍という名を帯びてはいるものの、なお年若く幼い将軍であるのに、その間に北条義時朝臣が、ひたすら将軍の命令を口実にして、勝手に都でも地

方でも裁断を行い、さらに自らの威勢を振るって、天皇が定めた法令を忘れているかのようである。これを政治の道理から論じるならば、まさに謀反と言うべきである。急いで五畿七道の諸国に命令を下し、あの朝臣を追討させよ、というのである。

北条政子の訴え(p.95)

…二品❶、家人等を簾下に招き、秋田城介景盛❷を以て示し含めて曰く、皆心を一にして奉るべし。是最後の詞なり。故右大将軍❸、朝敵を征罰し、関東を草創❹してより以降、官位と云ひ、俸禄と云ひ、其の恩既に山岳よりも高く、溟渤❺よりも深し。…而るに今逆臣の讒❻に依り、非義の綸旨❼を下さる。名を惜しむの族は、…三代将軍の遺跡を全うすべし。…

〈『吾妻鏡』承久三年五月十九日条〉

注 ❶二品：官位の二位の異称、ここでは北条政子のことを指す　❷秋田城介景盛：安達景盛　❸故右大将軍：源頼朝　❹関東を草創：鎌倉幕府を開いたこと　❺溟渤：大海　❻讒：他人をおとしいれること　❼綸旨：後鳥羽上皇の院政下で出された仲恭天皇の命令

『吾妻鏡』：鎌倉幕府の公式記録。一一八〇～一二六六年を日記体で記す。

現代語訳

…北条政子は、家人たちを簾下に招き寄せ、安達景盛を通して言い聞かせて次のように述べた。「皆、心を一つにして聞きなさい、これが私の最後の言葉です。故右大将軍（源頼朝）が朝廷の敵を討ち、鎌倉幕府を開いて以来、官位にしても俸禄にしても、その恩はすでに山よりも高く、海よりも深いものである。…それにもかかわらず、今は逆臣の中傷によって、道理に反する綸旨が下されている。名誉を重んじる者たちは、…三代将軍の残した基盤を守り抜くべきである。」…

御成敗式目(p.96)

一　諸国守護人奉行の事

右、右大将家❶の御時定め置かるる所は、大番催促・謀叛・殺害人、付たり、夜討・強盗・山賊・海賊等の事なり。

一　諸国の地頭、年貢所当を抑留せしむる事

右、年貢を抑留❷するの由、本所❸の訴訟あらば、すなはち結解❹を遂げ勘定を請く❺べし。…この旨に背き難渋❻せしめば、所職を改易せらるべきなり。

一　御下文を帯ぶと雖も知行せしめず、年序をふる所領の事

右、当知行の後、廿ケ年を過ぐれば、大将家の例に任せて理非を論ぜず、改替にあたはず。

…

注 ❶右大将家：源頼朝　❷抑留：抑えとどめること　❸本所：荘園領主　❹結解：決算のこと　❺勘定を請く：監査を受ける　❻難渋：素直に実行しない

『御成敗式目』：最初の武家法。大犯三ヵ条の規定、幕府は地頭の横暴を取り締まる立場に立っていたこと、女性の相続権が認められていたことなどがわかる。

現代語訳

一　諸国守護・奉行の職務について

諸国の守護や奉行について、源頼朝の時代に定められていた職務は、大番役を最優先で果たすこと、謀反、殺人、付け火、夜討ち、強盗、山賊、海賊などの事件を取り締まることである。

一　諸国の地頭が年貢の割当分を差し止めることについて

地頭が年貢を抑え留めているという理由で、荘園領主から訴えがあった場合には、ただちに決算を行い、検査を受けるべきである。…この定めに背いて、年貢の引き渡しを素直に行わず、抵抗するようなことがあれば、その職は没収され、解任されることになる。

一　将軍の文書を持っていても支配できず、長年にわたってきた所領について

将軍からの文書を持っていないとしても、実際にその土地を支配してから二十年以上が経過している場合には、源頼朝の時代の先例に従い、是非を論じることなく、その所領を取り上げることはできない。…

政子に関する『吾妻鏡』の記述(p.97)

正嘉二年十月十二日

今日の評議、仰せ出されて曰く、嘉禄元年より仁治三年に至る御成敗の事、三代将軍並びに二位家御成敗に准え、改めの沙汰に及ぶべからずと云々。

『吾妻鏡』：鎌倉幕府の公式記録。一一八〇～一二六六年を日記体で記す。

現代語訳

本日の評議で、「嘉禄元年より仁治三年に至る御成敗は、三代将軍ならびに二位家（政子）御成敗に準じ、判決を改めてはならない。」と仰せがあった。

政子に関する『百錬抄』の記述(p.97)

…女叙位を行はる、これ関東故右大将頼朝卿後家尼を三位に叙す。

〈『百錬抄』建保六年四月十四日条〉

『百錬抄』：冷泉天皇から後深草天皇の一二五九年までを記録した鎌倉時代の歴史書。

現代語訳

…女性に位を授けることが行われたが、これは関東の故右大将・源頼朝卿の後家尼である政子を、三位に叙したものである。

悪人正機説(p.102)

善人なをもて往生をとぐ、いはんや悪人をや。しかるを世のひとつねにいはく、悪人なを往生す、いかにいはんや善人をやと。この条、一旦そのいはれあるににたれども、本願他力の意趣にそむけり。そのゆへは、自力作善❶のひとは、ひとへに他力をたのむこゝろかけたるあひだ、弥陀の本願にあらず。しかれども、自力のこゝろをひるがへして、他力をたのみたてまつれば、真実報土の往生をとぐるなり。煩悩具足❷のわれらは、いづれの行にても生死をはなるゝことあるべからざる❸をあはれみたまひて、願をおこしたまふ本意、悪人成仏のためならば、他力をたのみたてまつる悪人、もとも往生の正因なり。よりて善人だにこそ往生すれ、まして悪人はと、おほせさぶらひき。

《『歎異抄』》

注 ❶自力作善：自分の力で善行を積み、往生を目指すこと　❷煩悩具足：煩悩（心身を悩ます欲望や妄念）を多く抱えていること　❸生死をはなるゝことあるべからざる：迷いの生涯から抜け出せずにいること

『歎異抄』：親鸞の弟子である唯円が、親鸞の教説に自分の考えを加えたものを編纂したもの。

現代語訳

善人でさえも往生を遂げることができるのだから、まして悪人が往生できないはずがない。ところが世の人は普通、「悪人でさえ往生できるのだから、まして善人はなおさらであろう」と言うが、この考え方は一見もっともらしいようでいて、阿弥陀仏の本願にもとづく他力の趣旨に背いている。その理由は、自分の力で善行を積んで往生しようとする人は、ひたすら他力にすがる心を欠いており、阿弥陀仏の本願にかなうものではないからである。しかし、自力の心を翻して他力を信じるならば、真実の浄土への往生を遂げることができるのである。煩悩を多く抱えた私たちは、どのような修行によっても迷いの生涯から抜け出すことはできない存在であることを阿弥陀仏が憐れんで願を起こされたその本来の目的が、悪人を救うことにあるのならば、他力にすがる悪人こそが、もともと往生の正しい原因なのである。したがって、善人でさえ往生できるのだから、まして悪人はなおさらである、とおっしゃったのである。

重源と勧進についての史料(p.104)

…東大寺修造の事、殊に丹誠を抽んず❶べきの由、武衛❷御書を南都の衆徒中に遣はさる。又、奉加❸物を大勧進❹重源聖人に送られおわんぬ。所謂八木❺一万石、沙金一千両、上絹一千疋と云々。

《『吾妻鏡』元暦二年三月大七日庚寅条》

注 ❶丹誠を抽んず：真心を込めて行う　❷武衛：源頼朝　❸奉加：神仏へ財物を寄進し、寺の造営や修理などを助成すること　❹大勧進：寺の造営や修理などのために寄付集めに従事する僧　❺八木：米

『吾妻鏡』：鎌倉幕府の公式記録。一一八〇～一二六六年を日記体で記す。

現代語訳

…東大寺を再建することについて、とりわけ真心を込めて行うべきであるとの内容を、源頼朝が書状を南都（奈良）の僧たちに送られた。また、神仏への寄進の品々を、大勧進である重源上人のもとに送られた。その内容は、米一万石、砂金一千両、上質の絹一千疋などであったという。

元の皇帝が日本に送った国書(p.106)

…大蒙古国皇帝❶、書を日本国王に奉る。朕惟んみれば、古より小国の君、境土相接すれば、尚努めて信を講じ睦を修む。…高麗は朕の東藩❷なり。…尚恐らくは王国のこれを知ること未だ審らかならざらん。故に特に使を遣わし、書を持ちて朕が志を布告せしむ。冀わくは自今以往、問を通じ好を結び、もって相親睦せん。且聖人は四海をもって家と為す。相通好せざるは、豈に一家の理ならん哉。兵を用うるに至りては、夫れ孰か好むところならん。王それこれを図れ。不宣❸

《『調伏異朝怨敵抄』原漢文》

注　❶大蒙古国皇帝：フビライ　❷東藩：東方の属国　❸不宣：対等関係間の文章末尾の決まり文句

『**調伏異朝怨敵抄**』：鎌倉時代に東大寺の僧宗性が朝廷仏事のために編纂した文書。

現代語訳

…大蒙古国の皇帝（フビライ）は、日本国王に書状を送った。私は考えるに、古くから小国の君主であっても、国境が接していれば、互いに信義を通じ、親睦を深めるよう努めてきたものである。…高麗は私の東方の属国である。…おそらく日本国では、まだこの事情を十分に理解していないであろうと思われる。そこで特に使者を派遣し、この書状によって私の意向を伝えるのである。願わくは、今後は交渉を行い、友好関係を結び、互いに親睦を深めたい。そもそも聖人は天下をすべて一家と考えるものであり、交流し友好を結ばないというのは、一家の道理にかなうものではない。武力を用いることに至っては、いったい誰が望むであろうか。王はこのことをよく考えよ。以上。

永仁の徳政令(p.109)

一　質券売買地❶の事

…以前沽却❷の分に至りては、本主❸領掌せしむべし。但し或ひは御下文・下知状❹を成し給ひ、或ひは知行二十箇年を過ぎば、公私の領を論ぜず、今更相違あるべからず。…次いで非御家人凡下の輩❺質券買得地の事、年紀❻を過ぐると雖も、売主知行せしむべし。

《『東寺百合文書』》

注　❶質券売買地：質入れや売却された土地　❷沽却：売却　❸本主：元の所有者　❹御下文・下知状：土地の譲渡や売却を幕府が認めた公文書　❺凡下の輩：借上　❻年紀：取得後二十年

『東寺百合文書』：京都の東寺に伝えられた日本中世の古文書で、その数はおおよそ二万五千通に及ぶ。二〇一五年にユネスコ「世界の記憶」に登録された。

現代語訳

一質入れや売却された土地の事

…以前に売却された分については、元の所有者のものとする。ただし、幕府から土地の譲渡や売却を認める公文書が出されている場合や、実際の支配が二十年以上に及んでいる場合には、公領か私領かを問わず、今さら異議を唱えることはできない。また、これに続いて、御家人ではない一般の者たちが質券によって買い得た土地については、取得後二十年が過ぎていても、売主に支配させるものとする。

二毛作の存在を示す史料(p.110)

諸国百姓、田稲を苅り取るの後、その跡に麦を蒔き、田麦と号して領主等くだんの麦の所当❶を徴取すと云々。租税の法❷、豈に然るべけんや。自今以後、田麦の所当を取るべからず、宜しく農民の依怙❸たるべし。この旨を存じ、備後・備前両国御家人等に下知せしむべきの状、仰せにより執達くだんの如し。

文永元年四月廿六日　　武蔵守
相模守

因幡前司殿

《『日本史史料二』》

注　❶所当：年貢や公事のこと　❷租税の法：律令以来の水田に課される税　❸依怙：みずからの裁量

現代語訳

諸国の百姓は、稲を苅り取ったあと、その田に麦をまき、これを「田麦」と呼んで、領主などがその麦の年貢分を取り立てているという。しかし、このようなやり方は、租税の制度として正しいものであろうか。今後は田麦の年貢を取ってはならず、農民をいたわるべきである。このことを承知し、備後国・備前国の御家人たちに命令として伝えるようにとの命により、ここにその内容を取り次いだ。

文永元年四月二十六日　　武蔵守
相模守

因幡前司殿

二条河原落書(p.112)

此比都ニハヤル物、夜討、強盗、謀綸旨、召人❶、早馬、虚騒動、生頸、還俗❷、自由出家、俄大名、迷者、安堵、恩賞、虚軍、本領ハナルル訴訟人、文書入タル細葛、追従、讒人、禅律僧❸、下克上スル成出者、器用ノ堪否沙汰モナク、モルル人ナキ決断所、キツケヌ冠、上ノキヌ、持モナラハヌ笏❹持テ、内裏マジハリ珍シヤ…

《『建武年間記』》

注 ❶召人：逮捕された囚人　❷還俗：僧が俗人に戻ること　❸禅律僧：禅宗と律宗の僧侶　❹笏：朝廷に正装で出仕する際に持つ板状の道具

『建武年間記』：建武政権の法令や政治・訴訟などの記録を集めた史料。

現代語訳

近ごろ都で流行しているものは、夜討ちや強盗、偽の綸旨、逮捕された囚人、早馬による急報、根拠のない騒動、生首の見せ物、僧が俗人に戻ること、勝手に出家すること、にわか成金の大名、道理の分からぬ者、領地の安堵や恩賞、実体のない軍勢、本領を失った訴訟人、文書を入れた細葛の包み、へつらう者や人を陥れる者、禅宗や律宗の僧侶、身分の低い者が上の者をしのぐ出世をする者などであり、能力の有無も問わず、漏れることない決断所、かぶり慣れない冠や上等な衣を身につけ、持ち慣れない笏を手にして、内裏に出入りするさまは、まことに珍しいことである。…

半済令(p.113)

一　寺社本所領の事、観応三年七月廿四日の御沙汰

諸国擾乱に依り、寺社の荒廃、本所の牢籠❶、近年倍増す。而してたまたま静謐の国々も、武士の濫吹❷未だ休まずと云々。仍つて守護人に仰せて、国の遠近に依り、日限を差して、施行❸すべし。…次に近江・美濃・尾張三箇国本所領半分の事、兵粮料所❹として、当年一作、軍勢に預け置く可きの由、守護人等に相触れおはんぬ。半分に於ては、宜しく本所に分ち渡すべし。

《『建武以来追加』》

注 ❶牢籠：困窮　❷濫吹：秩序を乱すこと　❸施行：本所領を返すこと　❹兵粮料所：兵糧米にあてる所領

『建武以来追加』：室町幕府の基本法であった『御成敗式目』の追加法をまとめたもの。

現代語訳

一つ、寺社本所領の事、観応三年七月二十四日の御沙汰

諸国の騒乱によって寺社が荒廃し、荘園領主が困窮することが近年増えている。そうしてたまたま平穏な国であっても、武士の秩序を乱す行為は依然としてやんでいない。そこで守護に命じ、国の遠近に応じて期限を定め、荘園領を本来の領主に返還するようにせよ。…次に、近江・美濃・尾張の三か国の荘園領については、その半分を兵糧米にあてる土地とし

て、その年一作分を軍勢に預け置くよう、守護たちに命令を出した。残りの半分については、荘園領主に分け渡すべきである。

明から足利義満への国書(p.117)

…茲に爾日本国王源道義❶、心王室に存り、君を愛するの誠を懐き、波濤を踰越し、使を遣わして来朝す。逋流の人❷を帰し宝刀・駿馬・甲冑・紙・硯を貢し、副うるに良金をもってす。朕甚だ嘉す。…今使者道彝・一如を遣わし、大統暦❸を班示❹し、正朔を奉ぜしめ❺、錦綺❻二十匹を賜う。…

建文四年二月初六日

〈『善隣国宝記』原漢文〉

注 ❶源道義：源は足利の本姓、道義は足利義満の法名　❷逋流の人：倭寇に連れ去られていた人　❸大統暦：一三八四年編成、翌年施行された明の暦　❹班示：頒布　❺正朔を奉ぜしめ：大統暦の使用許可は臣下の列に加えることを意味した　❻錦綺：非常に高級な絹織物のこと

『善隣国宝記』：相国寺の僧　瑞渓周鳳が日本と朝鮮・中国との通交関係を記した外交文書集。

現代語訳

…ここに、日本国王である源道義（足利義満）は、心は王室を尊び、君主を敬い愛する誠の心を抱き、荒波を越えて使者を派遣し、朝廷に来朝させた。流浪していた人々を帰国させ、宝刀・名馬・甲冑・紙・硯を貢ぎ、さらに良質の金も添えた。私はこれを大いに喜ばしく思う。…そこで今、使者として道彝と一如を派遣し、大統暦を授けて示し、正朔（暦法）を奉じさせ、あわせて錦の織物二十匹を与える。

建文四年二月六日

『朝鮮王朝実録』の倭寇に関する史料(p.119)

倭賊、中国❶を侵掠し、其の掠むる所の財物を以て、来りて我が国❷の南界に泊し、辺民と互市❸すること久し。

〈『朝鮮王朝実録』世宗即位年十月己卯条〉

注 ❶中国：明　❷我が国：朝鮮　❸互市：交易

倭賊、嘗て我が国を侵略し、我が人民を虜し、以て奴婢と為し、或いは遠国に転売し、永く還らざらしむ。…臣❶等の行くや、舟を泊する❷処毎に、被虜の人争いて逃げ来らんと欲すれども、其の主の枷鎖、堅囚するを以て未だ果たせず。

〈『朝鮮王朝実録』世宗十一年十二月乙刻条〉

注　❶臣：朴瑞生、朝鮮の官人で一四二八年に日本を訪れ、翌年にかけて滞在、帰国後の報告書の内容が『朝鮮王朝実録』に記されている　❷舟を泊する：朴が乗る船が瀬戸内海の港に停泊したことを指す

『朝鮮王朝実録』：朝鮮王朝の公式な記録。一三九二年の初代国王・太祖から二十五代国王・哲宗の一八九七年までの統治期間を記録

現代語訳

倭寇が明を侵略して略奪し、その奪った財物を持ってやって来て、朝鮮の南の国境付近に船を泊め、その周辺の民と交易することが続いている。

倭寇は以前、朝鮮にも侵入して朝鮮の人々をさらい、奴隷として扱ったり、あるいは遠い国へ売ったりし、長く帰れないようにしてしまった。…朴瑞生らが日本へ行ったとき、船を停泊させる港ごとに、さらわれた朝鮮の人々が争うように逃げて来ようとしたが、主人が鎖をつけ、厳しく閉じ込めたのでいまだ逃げ出すことができない。

幕府が大山崎油座に出した命令**(p.120)**

石清水八幡宮❶大山崎神人❷等公事❸ならびに土倉役❹の事、免除せらるる所なり。はたまた摂州❺道祖小路・天王寺・木村・住吉・遠里小野、ならびに江州❻小秋散在土民等、ほしいままに荏胡麻を売買せしむと云々。向後は彼の油器を破却すべきの由、仰せ下さるる所なり。よって下知、件のごとし。

応永四年五月廿六日　　沙弥❼（花押）

《『離宮八幡宮文書』》

注　❶石清水八幡宮：山城国にある神社　❷大山崎神人：石清水八幡宮の末社である山城国大山崎村（京都府乙訓郡大山崎町）の離宮八幡社の神人　❸公事：臨時に課せられた税　❹土倉役：室町幕府による京都の土倉への課役　❺摂州：摂津国　❻江州：近江国　❼沙弥：管領の斯波義将

『離宮八幡宮文書』：京都府八幡市にある石清水八幡宮に伝わる主に古代から近世にかけて果たした役割が記録された様々な資料群

現代語訳

石清水八幡宮の大山崎の神人たちについて、公事や土倉役を免除することとする。また、摂津国の道祖小路・天王寺・木村・住吉・遠里小野や、近江国の小秋に散在する農民たちについては、自由に荏胡麻を売買することを許すという。今後は、それらの油を入れる容器を破壊するように命じる。よってこの命令を下す。以上、件のとおりである。

応永四年五月二十六日　沙弥（管領・斯波義将）

惣掟(p.122)

定今堀地下掟之事

合　延徳元年己酉十一月四日…

一　他所之人を地下二請人❶候ハて置クへカラサム之事、

一　惣ノ地ト私ノ地トサイメ❷相論ハ金ニテすますへし。…

一　犬からへからす事、

一　家売タル人ノ方ヨリ、百文ニハ三文ツツ、壱貫文ニハ卅文ツツ、惣へ出スへキ者也、此ノ旨ヲ背ク村人ハ座❸ヲヌクへキ也。…

一　堀ヨリ東ヲハ、屋敷ニスへカラス者也、

《『今掘日吉神社文書』》

注　❶請人：身元引受人　❷サイメ：境目　❸座：宮座

『**今掘日吉神社文書**』：滋賀県大津市の日吉大社に伝わる古文書群。この文書群には、中世から近世にかけての日吉神社の活動や、神社領の村々に関する様々な記録が含まれている

現代語訳

今堀の地下に定める掟についてのこと

延徳元年十一月四日付…

一つ、他所の者を、地下に保証人もつけずに住まわせてはならないこと、

一つ、村全体の土地と個人の土地との境界をめぐる争いは、金銭によって解決すること。…

一つ、犬を飼ってはならないこと。

一つ、家を売った者の側から、百文につき三文、千文につき三十文を村全体に差し出すべきであり、この決まりに背く村人は宮座から追放すること。…

一つ、堀より東側には、屋敷を構えてはならないこと、

正長の徳政一揆(土一揆)(p.123)

正長元年九月日、天下の土民蜂起す。徳政❶と号し、酒屋・土倉・寺院等を破却せしめ、雑物等恣に之を取り、借銭等悉く之を破る。管領❷之を成敗す。凡そ亡国の基、之に過ぐべからず。日本開白以来、土民蜂起是れ始なり。

《『大乗院日記目録』》

注　❶徳政：売買・貸借の契約を破棄すること　❷管領：畠山満家

『**大乗院日記目録**』：興福寺大乗院門跡の尋尊が大乗院に伝わる記録などをもとに編纂した年代記。

現代語訳

正長元年九月、天下の農民たちが一斉に蜂起した。これを徳政と称し、酒屋や土倉、寺院などを打ちこわし、さまざまな物資を勝手に奪い、借金の証文などをすべて破り捨てた。これに

対して畠山満家が鎮圧を行った。およそ国が滅びる原因として、これ以上のものはないであろう。日本開闢以来、農民が蜂起したのは、これが初めてである。

山城の国一揆(p.125)

（文明十七年）十二月十一日

一　今日、山城国人集会す。上ハ六十歳、下ハ十五六歳と云々。同じく一国中の土民等群集す。今度両陣❶の時宜❷を申し定めんが為の故と云々。然るべきか。但し又下極上❸の至也。両陣の返事問答の様如何か未だ聞かず。

十二月十七日

一　…山城一国中の国人等申し合す故なり。自今以後に於ては両畠山方は国中に入るべからず。

…

《『大乗院寺社雑事記』》

注　❶両陣：守護をめぐって争っていた畠山政長と畠山義就陣営　❷時宜：措置の案　❸下極上：下剋上

『**大乗院寺社雑事記**』：興福寺大乗院門跡の尋尊・政覚・経尋三代の一四五〇～一五二七年にわたる日記。

現代語訳

（文明十七年）十二月十一日

一つ　この日、山城国の国人たちが集まった。年齢は上は六十歳から、下は八十五、六歳に及ぶという。同じく国中の農民たちも群集した。今回は、守護をめぐって争う両陣営に対する処置の案を定めるためであるという。これは妥当であろうか。しかし、これはまさに下の者が上の者を押さえる極致である。両陣営からの返答や応答の様子は、まだ聞いていない。

十二月十七日

一つ　…このことは、山城一国の国人たちが申し合わせた結果である。今後は、守護をめぐって争っている両畠山方の勢力は、国中に立ち入ってはならない。

一寸法師❶(p.126)

…生れおちてより後、せい❷一寸ありぬれば、やがてその名を一寸法師とぞ名づけられたり。年月をふる程に、はや十二三になるまで育てぬれどもせいも人ならず。…夫婦思ひけるやうは、あの一寸法師めを、いづ方へもやらばや❸と思ひけると申せば、やがて一寸法師、此よし承り、親にもかやうに思はるるも、口惜しき❹次第かな、向方へも行かばや❺と思ひ、刀なくてはいかがと思ひ、針を一つうばに請ひ給へば、取出したびにける。

《『御伽草子　下』》

注　❶一寸：約３センチメートル　❷せい：身長　❸いづ方へもやらばや：どこかに追い出してしまいたい　❹口惜し：悔しい　❺行かばや：行きたい

『御伽草子』：主に室町時代から江戸時代初期にかけて作られた日本の説話文学の総称。英雄譚、恋愛譚、笑話、怪奇譚など、さまざまなテーマの物語が含まれ、「浦島太郎」「物くさ太郎」など、現代でも親しまれている物語がある

現代語訳

…生まれてからというもの、身長がわずか一寸ほどしかなかったので、やがて一寸法師と名づけられた。年月がたつにつれて、一二、一三になるまで育ったが、背丈は普通の人のようにはならなかった。…夫婦が考えたことには、あの一寸法師をどこかへ追い出してしまいたい、ということであった。すると一寸法師はそのことを聞き、親からそのように思われているのは悔しいことだ、どこかへ行きたいと思い、刀がなくては困るだろうと考えて、針を一本くださいと頼むと、うばはそれを取り出して渡したのであった。

水無瀬三吟百韻(p.130)

雪ながら山もと霞む夕かな　宗祇
　行水遠く梅にほふ里　肖柏
河風に一むら柳春見えて　宗長
　舟さす音もしるき明方　宗祇
月や猶霧わたる夜に残るらん　肖柏
　霜おく野原秋は暮れけり　宗長
鳴く虫の心ともなく草かれて　宗祇
　垣根をとへばあらはなる道　肖柏

現代語訳

雪が降っている中で、山のふもとも霞んで見える夕暮れだ。
　遠くで人が水浴びをしており、梅の香りが漂う里である。
川風に吹かれて、ひとかたまりの柳が、春らしく見えてくる。
　舟をこぐ音がはっきりと聞こえる明け方である。
月はまだ、霧があたり一面に立ちこめる夜に残っているのだろうか。
　霜が降りた野原では、秋がすっかり暮れてしまった。
鳴く虫の声も心細げに、草は枯れて、
　垣根をたどって行くと、あらわになった道が続いている。

《『日本史資料　上』》

武田氏から出された命令(二通)(p.132)

龍王❶の川除❷において、家を作り居住せしむ者、棟別役❸一切免許❹すべきものなり。よってくだんのごとし。…

…保坂惣郷❺

右の卿中の人足をもって、当水退くべきものなり。よってくだんのごとし。…

〈『山梨県史　資料編四』〉

注　❶龍王：山梨県甲斐市竜王　❷川除：堤防などの水害を除く施設、または、それを建設すること　❸棟別役：棟別銭の別称、家屋の棟数に応じて賦課した税　❹免許：免除　❺保坂惣郷：釜無川周辺の地域

現代語訳

甲斐国の龍王における治水工事の地域で、家を建てて居住する者については、棟別役などの諸役をすべて免除するものとする。以上のとおりである。

保坂惣郷については、その郷中の人々の労働力をもって、この水害対策工事を行うべきものとする。以上のとおりである。

各地の分国法(p.134)

一　朝倉が館❶之外、国内に城郭を構へさせまじく候。総別分限あらん者❷一乗谷へ越され、その郷その村には代官等ばかり置かるべく候事。

〈朝倉孝景条々〉

注　❶朝倉が館：朝倉氏の居城　❷分限あらん者：領地を持つ高禄の家臣

『朝倉孝景条々』：朝倉孝景が定めた十六条からなる分国法。

一　私領の名田❶の外、恩地領❷左右無く沽却せしむる事、これを停止しおわんぬ。かくの如く制すと雖も、去りがたき用所あらば、子細を言上し、年季を定め、。売買せしむべし。…

一　喧嘩の事、是非に及ばず成敗を加ふべし。但し取り懸かるといへども、堪忍の輩に於ては罪科に処すべからず。然れども贔屓偏頗❸を以て合力せしむる者は、理非を論ぜず同罪たるべし。…

〈甲州法度之次第〉

注　❶私領の名田：先祖伝来の土地や買い取った領地　❷恩地領：恩賞として与えられた所領　❸偏頗：不公平に

『甲州法度之次第』：武田信玄の定めた分国法。

一　駿遠❶両国の輩、或わたくしとして他国よりよめをとり、或むことにとり、むすめをつかわす事、自今已後これを停止しおわんぬ。

〈今川仮名目録〉

注　❶駿遠：今川氏の領国であった駿河・遠江

『今川仮名目録』：今川氏の定めた分国法。今川氏親が一五二六年に制定した「仮名目録」と、今川義元が一五五三年に制定した「仮名目録追加」の二つよりなる。

一　百姓、地頭の年貢所当相つとめず、他領へ罷り去る事、盗人の罪科たるべし。仍てかの百姓許容のかた❶へ、申届るゝのうへ、承引いたさず候はゞ、格護❷候族同罪たるべきなり。

〈塵芥集〉

注　❶許容のかた：かくまわれている所　❷格護：保護する

『塵芥集』：伊達稙宗が一五三六年に定めた分国法。

一　喧嘩口論堅く停止の事。善悪手初謹みて堪忍すべし。此旨に背き互に勝負に及ぶものは理非に寄らず双方成敗すべし。…

〈長宗我部元親百箇条〉

『長宗我部元親百箇条』：長宗我部元親の定めた分国法。

現代語訳

一つ、朝倉氏の館（一乗谷）以外に、国内で城を築かせてはならない。すべての所領を持つ有力家臣は一乗谷へ移住させ、その郷のもとの村には代官などだけを置くものとする。

〈朝倉孝景条々〉

一つ、先祖伝来の私領や購入した名田以外の、恩賞として与えられた所領については、理由を問わず売却することを禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その理由を申し上げ、期限を定めたうえで売買を許可することとする。

一つ、喧嘩については、是非を問わず処罰を加えるべきであるが、実際に関与してもやむを得ない事情がある者については、処罰してはならない。しかし、えこひいきや不公平な判断によって加担する者は、事情を問わず同罪とする。

〈甲州法度之次第〉

一つ、駿河国・遠江国の人々については、私的に他国から嫁を迎えようとしたり、あるいは他国へ娘を嫁がせたりすることを、今後はすべて禁止する。

〈今川仮名目録〉

一つ、百姓が地頭への年貢の負担を果たさず、他領へ逃げ去ることは、盗人と同じ罪にあたる。したがって、その百姓をかくまっている先に届け出を行い、それでも引き渡しに応じない場合には、保護している者も同罪とする。

〈塵芥集〉

一つ、喧嘩や口論は、厳しく禁止する。善悪を問わず、まずは自制し、耐え忍ぶべきである。この命令に背き、互いに争って勝負に及んだ者は、道理の如何にかかわらず、双方とも処罰する。

今川義元朱印状(p.135)

遠江国見付府の事、右、本年貢百貫文に相定むるの処、五拾貫文の増分を以て、百姓職の❶事を訴訟し申すの間、代官を停止し一円領掌しおわんぬ❷。てえれば毎年百五拾貫文納所すべし。若し無沙汰においては、則ち改易せしむべきのものなり。よってくだんのごとし。

天文十　五月五日

見付府　町人百姓

《『静岡県史』資料編七　中世三》

注　❶百姓職：ここでは自治権のこと　❷一円領掌しおわんぬ：見付府一帯に自治を認めること

現代語訳

遠江国見付府について述べる。本来、本年の年貢は百貫文と定めていたが、五十貫文の増額分をめぐって、百姓たちが自治権に関する訴訟を起こしたため、代官の支配を停止し、見付府一帯を百姓・町人に一括して任せることとした。したがって、毎年百五十貫文を年貢として納めるようにせよ。もしこれを怠るようなことがあれば、ただちにその権利を取り上げるものとする。以上のとおりである。

天文十年五月五日

見付府の町人・百姓あて